新旧対照表〔2023 年 6 月 1 日実施〕

※ご契約中のサービス、料金プランをご確認の上、対象となる新旧対照表をご覧ください。

エリア	料金プラン	新旧対照表
北海道電力エリア	でんきMプラン(北海道) でんきLプラン（北海道）	〔1〕〔10〕
	でんきMプラン(北海道D) でんきLプラン（北海道D）	〔8〕〔9〕〔10〕
	ecoMプラン(北海道D) ecoLプラン(北海道D)	〔8〕〔9〕〔10〕
東北電力エリア	でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	〔1〕〔10〕
	ecoMプラン（東北） ecoLプラン（東北）	〔1〕〔10〕
東京電力エリア	でんきMプラン(東京) でんきLプラン（東京）	〔1〕〔10〕
	でんきMプラン(東京D) でんきLプラン（東京D）	〔5〕〔10〕
	ecoMプラン(東京) ecoLプラン(東京)	〔1〕〔10〕
	オール電化プランS（東京） オール電化プランL（東京）	〔1〕〔10〕〔12〕

エリア	料金プラン	新旧対照表
北陸電力エリア	でんきMプラン(北陸) でんきLプラン（北陸）	〔1〕〔10〕
	でんきMプラン(北陸D) でんきLプラン（北陸D）	〔4〕〔10〕
	ecoMプラン(北陸D) ecoLプラン(北陸D)	〔4〕〔10〕
中国電力エリア	でんきMプラン（中国）	〔2〕〔3〕〔10〕
	ecoMプラン（中国D）	〔2〕〔3〕〔10〕
四国電力エリア	でんきMプラン(四国)	〔1〕〔10〕
	ecoMプラン(四国)	〔1〕〔10〕
沖縄電力エリア	でんきMプラン（沖縄D）	〔6〕〔7〕〔11〕

〔1〕■　au でんき需給約款

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき需給約款 **2023 年 4 月 1 日実施** **au エネルギー＆ライフ株式会社**	**au でんき需給約款** **2023 年 6 月 1 日実施** **au エネルギー＆ライフ株式会社**
3　定義 次の言葉は，本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (11)　平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間，2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間，3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間，7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間，8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）	3　定義 次の言葉は，本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (11)　平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間，2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間，3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間，7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間，8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）
附　　則 1　本約款の実施期日 本約款は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	附　　則 1　本約款の実施期日 本約款は，2023 年 6 月 1 日から実施いたします。
別　　表 1　でんきＭプラン料金表 (1)　でんきＭプラン（北海道） （略） ロ　電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 | | 税抜額（税込額） |	別　　表 1　でんきＭプラン料金表 (1)　でんきＭプラン（北海道） （略） ロ　電力量料金 電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 | | 税抜額（税込額） |

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13円（24.34円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	228.00円（250.80円）

(2) でんきMプラン（東北）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円（29.60円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	238.00円（261.80円）

最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	32.21円（35.43円）
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	367.00円（403.70円）

(2) でんきMプラン（東北）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円（40.40円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	326.89円（359.57円）

(3) でんきMプラン（東京）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	27.81円（30.59円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表３（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円（240.71円）

（略）

(5) でんきMプラン（北陸）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	21.65円（23.81円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場

(3) でんきMプラン（東京）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	27.27円（29.99円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円（36.59円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	36.99円（40.68円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表３（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	292.20円（321.42円）

（略）

(5) でんきMプラン（北陸）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	28.02円（30.82円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円（34.71円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	33.11円（36.42円）

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場

合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表３（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	219.81円（241.79円）

(6) でんきＭプラン（四国）

イ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	513.60円（564.96円）
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの １ キロワット時につき	18.93円（20.82円）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.95円（27.44円）
	300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	28.14円（30.95円）

（略）

合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表３（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	275.00円（302.50円）

(6) でんきＭプラン（四国）

イ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	606.36円（666.99円）
電力量料金	11キロワット時をこえ120キロワット時までの １ キロワット時につき	27.87円（30.65円）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.89円（37.27円）
	300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	37.08円（40.78円）

（略）

２ でんきＬプラン料金表

(1) でんきＬプラン（北海道）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	22.13円（24.34円）

２ でんきＬプラン料金表

(1) でんきＬプラン（北海道）

（略）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	32.21円（35.43円）

120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	27.85円（30.63円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	31.23円（34.35円）

(2) でんきＬプラン（東北）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	17.19円（18.90円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	23.32円（25.65円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26.91円（29.60円）

(3) でんきＬプラン（東京）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	18.10円（19.91円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	24.10円（26.51円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.81円（30.59円）

（略）

(5) でんきＬプラン（北陸）

（略）

□ 電力量料金

120キロワット時をこえ280キロワット時までの1 キロワット時につき	37.93円（41.72円）
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.31円（45.44円）

(2) でんきＬプラン（東北）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.00円（29.70円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.14円（36.45円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.73円（40.40円）

(3) でんきＬプラン（東京）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.27円（29.99円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	33.27円（36.59円）
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	36.99円（40.68円）

（略）

(5) でんきＬプラン（北陸）

（略）

□ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	16.56円（18.21円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.10円（22.11円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	21.65円（23.81円）

(6) でんきＬプラン（四国）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	340.00円（374.00円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	15.84円（17.42円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	20.87円（22.95円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	23.52円（25.87円）

（略）

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

（略）

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	28.02円（30.82円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	31.56円（34.71円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	33.11円（36.42円）

(6) でんきＬプラン（四国）

イ 基本料金

基本料金は，１ 月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約容量1キロボルトアンペアにつき	361.00円（397.10円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の120キロワット時までの １ キロワット時につき	24.78円（27.25円）
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1 キロワット時につき	29.80円（32.78円）
300キロワット時をこえる １ キロワット時につき	32.46円（35.70円）

（略）

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

（略）

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の

<table>
<tr>
<td>促進賦課金は，お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお，減免額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。</td>
<td>直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお，減免額の単位は，1 円とし，その端数は，切り捨てます。</td>
</tr>
<tr>
<td>4 燃料費調整
(1) 燃料費調整額の算定
イ 平均燃料価格
原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。
なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。
平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ
A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格
B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格
C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格
α，β，およびγは，契約種別ごとに以下の通りといたします。
<table>
<tr><td>でんきMプラン（北海道）
でんきＬプラン（北海道）</td><td>α＝0.4699</td><td>―</td><td>γ＝0.7879</td></tr>
<tr><td>でんきMプラン（東北）
でんきＬプラン（東北）</td><td>α＝0.1152</td><td>β＝0.2714</td><td>γ＝0.7386</td></tr>
<tr><td>でんきMプラン（東京）
でんきＬプラン（東京）</td><td>α＝0.1970</td><td>β＝0.4435</td><td>γ＝0.2512</td></tr>
<tr><td>でんきMプラン（中部）</td><td>α＝0.0275</td><td>β＝0.4792</td><td>γ＝0.4275</td></tr>
</table>
</td>
<td>4 燃料費調整
(1) 燃料費調整額の算定
イ 平均燃料価格
原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。
なお，平均燃料価格の単位は，100 円とし，その端数は，10 円の位で四捨五入いたします。
平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ
A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格
B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格
C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格
α，β，およびγは，契約種別ごとに以下のとおりといたします。
<table>
<tr><td>でんきMプラン（北海道）
でんきＬプラン（北海道）</td><td>α＝0.1874</td><td>β＝0.0899</td><td>γ＝1.0036</td></tr>
<tr><td>でんきMプラン（東北）
でんきＬプラン（東北）</td><td>α＝0.0259</td><td>β＝0.2563</td><td>γ＝0.8915</td></tr>
<tr><td>でんきMプラン（東京）
でんきＬプラン（東京）</td><td>α＝0.0048</td><td>β＝0.3827</td><td>γ＝0.6584</td></tr>
<tr><td>でんきMプラン（中部）</td><td>α＝0.0275</td><td>β＝0.4792</td><td>γ＝0.4275</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

でんきＬプラン（中部）			
でんきＭプラン（北陸） でんきＬプラン（北陸）	α＝0.2303	―	γ＝1.1441
でんきＭプラン（四国） でんきＬプラン（四国）	α＝0.2104	β＝0.0541	γ＝1.0588
でんきＭプラン（九州） でんきＬプラン（九州）	α＝0.0053	β＝0.1861	γ＝1.0757

（略）

□ 燃料費調整単価

(ｲ) 燃料費調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

でんきＭプラン（北海道） でんきＬプラン（北海道）	37,200円
でんきＭプラン（東北） でんきＬプラン（東北）	31,400円
でんきＭプラン（東京） でんきＬプラン（東京）	44,200円
でんきＭプラン（中部） でんきＬプラン（中部）	45,900円
でんきＭプラン（北陸）	21,900円

でんきＬプラン（中部）			
でんきＭプラン（北陸） でんきＬプラン（北陸）	α＝0.0415	β＝0.0745	γ＝1.2499
でんきＭプラン（四国） でんきＬプラン（四国）	α＝0.0875	β＝0.0770	γ＝1.1770
でんきＭプラン（九州） でんきＬプラン（九州）	α＝0.0053	β＝0.1861	γ＝1.0757

（略）

□ 燃料費調整単価

(ｲ) 燃料費調整単価は，契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に，(3)ｲ(ﾛ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ﾛ) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

でんきＭプラン（北海道） でんきＬプラン（北海道）	80,800円
でんきＭプラン（東北） でんきＬプラン（東北）	83,500円
でんきＭプラン（東京） でんきＬプラン（東京）	86,100円
でんきＭプラン（中部） でんきＬプラン（中部）	45,900円
でんきＭプラン（北陸）	79,800円

でんきＬプラン（北陸）	
でんきＭプラン（四国） でんきＬプラン（四国）	26,000円
でんきＭプラン（九州） でんきＬプラン（九州）	27,400円

ハ　燃料費調整単価の適用

（略）

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量にロまたは(3)イによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，でんきＭプラン（四国）における最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2)　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　でんきＭプラン（四国）

		税抜額 （税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.958円 （2.154円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.178円 （0.196円）

ロ　イ以外

		税抜額 （税込額）
でんきＭプラン（北海道） でんきＬプラン（北海道）	1キロワット時につき	0.179円 （0.197円）

でんきＬプラン（北陸）	
でんきＭプラン（四国） でんきＬプラン（四国）	80,000円
でんきＭプラン（九州） でんきＬプラン（九州）	27,400円

ハ　燃料費調整単価の適用

（略）

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，でんきＭプラン（四国）における最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

(2)　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

イ　でんきＭプラン（四国）

		税抜額（税込額）
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1.540円（1.694円）
電力量料金	上記をこえる1キロワット時について	0.140円（0.154円）

ロ　イ以外

		税抜額（税込額）
でんきＭプラン（北海道） でんきＬプラン（北海道）	1キロワット時につき	0.157円（0.173円）
でんきＭプラン（東北）	1キロワット時につき	0.179円（0.197円）

でんきMプラン（東北） でんきＬプラン（東北）	1キロワット時につき	0.201円 （0.221円）
でんきMプラン（東京） でんきＬプラン（東京）	1キロワット時につき	0.211円 （0.232円）
でんきMプラン（中部） でんきＬプラン（中部）	1キロワット時につき	0.212円 （0.233円）
でんきMプラン（北陸） でんきＬプラン（北陸）	1キロワット時につき	0.146円 （0.161円）
でんきＬプラン（四国）	1キロワット時につき	0.178円 （0.196円）
でんきMプラン（九州） でんきＬプラン（九州）	1キロワット時につき	0.124円 （0.136円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ でんきMプラン（九州）およびでんきＬプラン（九州）の燃料費調整単価は，(1)ロで算出された値に，次の算式によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，(1)ロに準じるものといたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝

$$（離島平均燃料価格－離島基準燃料価格）\times \frac{離島基準単価}{1,000}$$

ロ 離島平均燃料価格の算定方法は，(1)イ平均燃料価格に準じるものとし，α，β および γ は，以下の通りといたします。

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

ハ 離島基準燃料価格は，79,300 円といたします。

ニ 離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，以下の通

でんきＬプラン（東北）		
でんきMプラン（東京） でんきＬプラン（東京）	1キロワット時につき	0.166円（0.183円）
でんきMプラン（中部） でんきＬプラン（中部）	1キロワット時につき	0.212円（0.233円）
でんきMプラン（北陸） でんきＬプラン（北陸）	1キロワット時につき	0.150円（0.165円）
でんきＬプラン（四国）	1キロワット時につき	0.140円（0.154円）
でんきMプラン（九州） でんきＬプラン（九州）	1キロワット時につき	0.124円（0.136円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(イ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は，(1)イ平均燃料価格に準じるものとし，α，β および γ は，契約種別ごとに以下のとおりといたします。

でんきMプラン（北海道） でんきＬプラン（北海道）	α＝1.0000	β＝0.0000	γ＝0.0000
でんきMプラン（東北） でんきＬプラン（東北）	α＝1.0000	β＝0.0000	γ＝0.0000
でんきMプラン（九州） でんきＬプラン（九州）	α＝1.0000	β＝0.0000	γ＝0.0000

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

りといたします。

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	0.003円（0.003円）

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1,000}$$

また，離島基準燃料価格は，契約種別ごとに以下のとおりといたします。

でんきMプラン（北海道） でんきＬプラン（北海道）	79,300円
でんきMプラン（東北） でんきＬプラン（東北）	79,300円
でんきMプラン（九州） でんきＬプラン（九州）	79,300円

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(1)ハに準じます。

ロ 離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，契約種別ごとに以下のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
でんきMプラン（北海道） でんきＬプラン（北海道）	1キロワット時につき	0.001円（0.001円）
でんきMプラン（東北） でんきＬプラン（東北）		0.001円（0.001円）
でんきMプラン（九州）		0.003円（0.003円）

（略）	（略）	でんきＬプラン（九州）		

〔2〕■　au でんき供給約款（中国電力･auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき供給約款（中国電力･auEL） **2023 年 4 月 1 日実施** **中国電力株式会社　au エネルギー＆ライフ株式会社**	**au でんき供給約款（中国電力･auEL）** **2023 年 6 月 1 日実施** **中国電力株式会社　au エネルギー＆ライフ株式会社**
3　定義 次の言葉は，この au でんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (13)　平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間，2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間，3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間，7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間，8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）	**3　定義** 次の言葉は，この au でんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (13)　平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間，2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間，3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間，7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間，8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）
附　則 **1　この au でんき約款の実施期日** この au でんき約款は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	**附　則** **1　この au でんき約款の実施期日** この au でんき約款は，2023 年 6 月 1 日から実施いたします。

〔3〕■　au でんき供給約款（中国電力･auEL）料金表

改定前（旧）

1　契約種別

この料金表の契約種別は，でんきＭプラン（中国），でんきＬプラン（中国）および低圧電力（中国）といたします。

１－１　でんきＭプラン（中国）

（略）

(4) 料金

料金は，３（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は，料金（10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に，これにかかる消費税および地方消費税相当額，ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。

		税抜額 （税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	492.79 円 （542.06 円）
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19.50 円 （21.45 円）
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.58 円 （28.13 円）
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27.50 円

改定後（新）

1　契約種別

この料金表の契約種別は，でんきＭプラン（中国），でんきＬプラン（中国）および低圧電力（中国）といたします。

１－１　でんきＭプラン（中国）

（略）

(4) 料金

料金は，３（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額，10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

		税抜額 （税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	647.88 円 （712.66 円）
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.84 円 （32.82 円）
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.91 円 （39.50 円）
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.84 円

		（30.25 円）

１－２　でんきＬプラン（中国）

（略）

(5) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

ロ　電力量料金

電力量料金は,その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	17.06 円（18.76 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	22.60 円（24.86 円）
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	24.30 円（26.73 円）

１－３　低圧電力（中国）

（略）

(5) 料金

料金は，基本料金,電力量料金,および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料

		（41.62 円）

１－２　でんきＬプラン（中国）

（略）

(5) 料金

料金は，３（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額，10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

ロ　電力量料金

電力量料金は,その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	27.40 円（30.14 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	32.93 円（36.22 円）
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	34.63 円（38.09 円）

１－３　低圧電力（中国）

（略）

(5) 料金

料金は，３（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額，10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定され

金は,11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力 1 キロワットにつき	1,094.00 円（1,203.40 円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	14.19 円（15.60 円）	13.01 円（14.31 円）

11 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

た再生可能エネルギー発電促進賦課金および 11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

	税抜額（税込額）
契約電力 1 キロワットにつき	1,043.50 円（1,147.85 円）

ロ 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	税抜額（税込額）	
	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	24.52 円（26.97 円）	23.35 円（25.68 円）

11 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝0.1543 β＝0.1322 γ＝0.9761 （略） ロ　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，１ 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合 燃料費調整単価　＝（26,000 円－平均燃料価格）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ (ロ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合 燃料費調整単価　＝（平均燃料価格－26,000 円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ （略） ニ　燃料費調整額 燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，でんきＭプラン（中国）のお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。 なお，最低料金適用電力量とは，1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 (2) 基準単価 基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。 イ　でんきＭプラン（中国）の場合 基準単価は，次のとおりといたします。	B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 α＝0.0406 β＝0.0992 γ＝1.1994 （略） ロ　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は，１ 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に，(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。 燃料費調整単価　＝（平均燃料価格－80,300 円）× $\frac{(2)\text{の基準単価}}{1,000}$ （略） ニ　燃料費調整額 燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，でんきＭプラン（中国）のお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。 なお，最低料金適用電力量とは，1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 (2) 基準単価 基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。 イ　でんきＭプラン（中国）の場合 基準単価は，次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3.345 円（3.68 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.223 円（0.245 円）

ロ でんきＬプラン（中国）および低圧電力（中国）の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.223 円（0.245 円）

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.895 円（3.185 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.193 円（0.212 円）

ロ でんきＬプラン（中国）および低圧電力（中国）の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.193 円（0.212 円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は，(1)イ平均燃料価格に準じるものとし，α，β および γ は，以下のとおりといたします。

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

(ﾛ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79{,}300\text{ 円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾊ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単

<table>
<tr>
<td>(3) 燃料費調整単価等の掲示
auEL は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。</td>
<td>価適用期間に使用される電気に適用いたします。
各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(1)ハに準じます。
ロ 離島基準単価
離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。
(ｲ) でんきＭプラン（中国）の場合
離島基準単価は，次のとおりといたします。
<table>
<tr><td></td><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr>
<tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 15 キロワット時まで</td><td>0.015 円（0.017 円）</td></tr>
<tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>0.001 円（0.001 円）</td></tr>
</table>
(ﾛ) でんきＬプラン（中国）および低圧電力（中国）の場合
離島基準単価は，次のとおりといたします。
<table>
<tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr>
<tr><td>1 キロワット時につき</td><td>0.001 円（0.001 円）</td></tr>
</table>
(4) 燃料費調整単価等の掲示
auEL は，(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。</td>
</tr>
<tr>
<td>附　　則
この料金表の実施期日
この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。</td>
<td>附　　則
この料金表の実施期日
この料金表は，2023 年 6 月 1 日から実施いたします。</td>
</tr>
</table>

〔4〕■　au でんき供給約款（北陸電力･auEL）料金表

<table>
<tr><th>改定前（旧）</th><th>改定後（新）</th></tr>
<tr>
<td>
1　契約種別
この料金表の契約種別は，でんきＭプラン（北陸Ｄ）およびでんき Ｌ プラン（北陸Ｄ）といたします。
１－１　でんき Ｍ プラン（北陸Ｄ）
（略）
(4)　料金
料金は，基本料金，電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，11（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は，11(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は，料金（10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に，これにかかる消費税および地方消費税相当額，ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。
（略）
ロ　電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
<table>
<tr><th></th><th>税抜額
（税込額）</th></tr>
<tr><td>最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>16.56 円
（18.21 円）</td></tr>
<tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>20.10 円
（22.11 円）</td></tr>
<tr><td>300 キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td>21.65 円</td></tr>
</table>
</td>
<td>
1　契約種別
この料金表の契約種別は，でんきＭプラン（北陸Ｄ）およびでんき Ｌ プラン（北陸Ｄ）といたします。
１－１　でんき Ｍ プラン（北陸Ｄ）
（略）
(4)　料金
料金は，基本料金，電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，11（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は，料金（10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に，これにかかる消費税および地方消費税相当額，ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。
（略）
ロ　電力量料金
電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。
<table>
<tr><th></th><th>税抜額
（税込額）</th></tr>
<tr><td>最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>28.02 円
（30.82 円）</td></tr>
<tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>31.56 円
（34.71 円）</td></tr>
<tr><td>300 キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td>33.11 円</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

	（23.81 円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および料金 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
１契約につき	219.81 円（241.79 円）

１－２　でんきＬプラン（北陸Ｄ）

（略）

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（10（再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

ロ　電力量料金

電力量料金は,その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	16.56 円（18.21 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キ	20.10 円（22.11 円）

	（36.42 円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および料金 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
１契約につき	275.00 円（302.50 円）

１－２　でんきＬプラン（北陸Ｄ）

（略）

(4) 料金

料金は，基本料金，電力量料金，および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，11（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（10（再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

ロ　電力量料金

電力量料金は,その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	28.02 円（30.82 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キ	31.56 円（34.71 円）

ロワット時につき	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	21.65 円（23.81 円）

10　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

（略）

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

（略）

11　燃料費調整

(1)燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.2303

β＝1.1441

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロワット時につき	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.11 円（36.42 円）

10　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（略）

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

（略）

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときは，次のとおりといたします。

（略）

11　燃料費調整

(1)燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格の単位は，100 円とし，その端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0415

β＝0.0745

γ＝1.2499

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

<table>
<tr>
<td>
ロ　燃料費調整単価
燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。
なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合
$$燃料費調整単価 = \left(21,900円 - 平均燃料価格\right) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$
(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合
$$燃料費調整単価 = \left(平均燃料価格 - 21,900円\right) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$
（略）
(2) 基準単価
基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。
基準単価は,次のとおりといたします。
<table>
<tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr>
<tr><td>1 キロワット時につき</td><td>0.146 円（0.161 円）</td></tr>
</table>
(3)燃料費調整単価等の掲示
auEL は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。
</td>
<td>
ロ　燃料費調整単価
燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。
なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
$$燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 79,800円) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$$
（略）
(2) 基準単価
基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。
<table>
<tr><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr>
<tr><td>1 キロワット時につき</td><td>0.150 円（0.165 円）</td></tr>
</table>
(3)燃料費調整単価等の掲示
auEL は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格ならびに(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。
</td>
</tr>
<tr>
<td>
附　　則
この料金表の実施期日
この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。
</td>
<td>
附　　則
この料金表の実施期日
この料金表は，2023 年 6 月 1 日から実施いたします。
</td>
</tr>
</table>

〔5〕■　au でんき供給約款（東京電力･auEL）料金表

<table>
<tr><th>改定前（旧）</th><th>改定後（新）</th></tr>
<tr><td>

1　契約種別

この料金表の契約種別は，でんきＭプラン（東京Ｄ）およびでんき Ｌ プラン（東京Ｄ）といたします。

(1)　でんき Ｍ プラン（東京Ｄ）

（略）

二　料金

料金は，基本料金，電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は，料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に，これにかかる消費税および地方消費税相当額，ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。

（略）

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

(ﾊ)　最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料

</td><td>

1　契約種別

この料金表の契約種別は，でんきＭプラン（東京Ｄ）およびでんき Ｌ プラン（東京Ｄ）といたします。

(1)　でんき Ｍ プラン（東京Ｄ）

（略）

二　料金

料金は，基本料金，電力量料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は，料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に，これにかかる消費税および地方消費税相当額，ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。

（略）

(ﾛ)　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	27.27 円（29.99 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	33.27 円（36.59 円）
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	36.99 円（40.68 円）

(ﾊ)　最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料

</td></tr>
</table>

金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
１契約につき	218.83 円（240.71 円）

(2) でんきＬプラン（東京Ｄ）

（略）

二　料金

料金は，基本料金，電力量料金，および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	18.10 円（19.91 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	24.10 円（26.51 円）
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	27.81 円（30.59 円）

金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
１契約につき	292.20 円（321.42 円）

(2) でんきＬプラン（東京Ｄ）

（略）

二　料金

料金は，基本料金，電力量料金，および10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，11（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	27.27 円（29.99 円）
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	33.27 円（36.59 円）
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	36.99 円（40.68 円）

10　再生可能エネルギー発電促進賦課金 （略） (3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 （略） □　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 （略）	**10　再生可能エネルギー発電促進賦課金** （略） (3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 （略） □　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから auEL にその旨を申し出ていただいたときは，次のとおりといたします。 （略）
11　燃料費調整 (1)燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α＝0.1970 β＝0.4435 γ＝0.2512 （略） □　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合	**11　燃料費調整** (1)燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格の単位は，100 円単位とし，その端数は，10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α＝0.0048 β＝0.3827 γ＝0.6584 （略） □　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

燃料費調整単価 ＝(44,200 円－平均燃料価格)×$\frac{(2)の基準単価}{1,000}$

(ﾛ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

燃料費調整単価 ＝$\left(平均燃料価格 - 44,200 円\right) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$

（略）

(2)基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，基準単価は，次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.211 円（0.232 円）

(3)燃料費調整単価等の掲示

auEL は，(1)ｲの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ﾛによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。

附　　則

この料金表の実施期日

この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。

燃料費調整単価 ＝$\left(平均燃料価格 - 86,100 円\right) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$

（略）

(2)基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，基準単価は，次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.166 円（0.183 円）

(3)燃料費調整単価等の掲示

auEL は，(1)ｲの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格ならびに(1)ﾛによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。

附　　則

この料金表の実施期日

この料金表は，2023 年 6 月 1 日から実施いたします。

〔6〕■　au でんき供給約款（沖縄電力･沖縄セルラー）

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき供給約款（沖縄電力･沖縄セルラー） **2022 年 11 月 1 日実施** **沖縄電力株式会社　沖縄セルラー電話株式会社**	**au でんき供給約款（沖縄電力･沖縄セルラー）** **2023 年 6 月 1 日実施** **沖縄電力株式会社　沖縄セルラー電話株式会社**
3　定義 次の言葉は，この au でんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (10) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間，2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間，3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間，7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間，8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。	**3　定義** 次の言葉は，この au でんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (10) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間，2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間，3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間，7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間，8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。
附　　則 **1　この au でんき約款の実施期日** この au でんき約款は，2022 年 11 月 1 日から実施いたします。	**附　　則** **1　この au でんき約款の実施期日** この au でんき約款は，2023 年 6 月 1 日から実施いたします。

〔7〕■　au でんき供給約款（沖縄電力･沖縄セルラー）料金表

改定前（旧）

1　契約種別

この料金表の契約種別は，でんきＭプラン（沖縄 D）といたします。

（略）

(3)　料金

料金は，3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額および 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，11（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 25,100 円を上回る場合は，11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）に，これにかかる消費税および地方消費税相当額，ならびに 10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。

		税抜額 （税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	439.54 円 （483.49 円）
電力量料金	10 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22.13 円 （24.34 円）
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27.17 円 （29.88 円）
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28.97 円 （31.86 円）

11　燃料費調整

改定後（新）

1　契約種別

この料金表の契約種別は，でんきＭプラン（沖縄 D）といたします。

（略）

(3)　料金

料金は，3（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における使用電力量にもとづき次によって算定された金額，10（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および 11（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額の合計といたします。料金について支払いを要する額は，料金および料金（10〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

		税抜額 （税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	582.50 円 （640.75 円）
電力量料金	10 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.42 円 （40.06 円）
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	41.46 円 （45.60 円）
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	43.26 円 （47.58 円）

11　燃料費調整

(1)燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝A×α＋B×β A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α＝0.2410 β＝1.1282 なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。 なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合 $燃料費調整単価 = (25,100円 - 平均燃料価格) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$ (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回る場合 $燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 25,100円) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$ （略） ニ　燃料費調整額 燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して	(1)燃料費調整額の算定 イ　平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 α＝0.0065 β＝0.1632 γ＝1.1152 なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ　燃料費調整単価 燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値（単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に，(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。 $燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 81,500円) \times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$ （略） ニ　燃料費調整額 燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して

算定いたします。ただし，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，1 契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は,次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	2.870 円（3.157 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.287 円（0.316 円）

算定いたします。ただし，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価（最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとします。）といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，1 契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

		税抜額（税込額）
最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	2.480 円（2.728 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.248 円（0.273 円）

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

イ 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(ｲ) 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は，(1)イ平均燃料価格に準じるものとし，α，β および γ は，以下のとおりといたします。

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

(ﾛ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝

<table>
<tr>
<td>
(3)　燃料費調整単価等の掲示
沖縄セルラーは，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は沖縄セルラーの指定するホームページで公開いたします。
</td>
<td>
$$(\text{離島平均燃料価格} - 79{,}300\text{ 円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$
(ハ)　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用
各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。
各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(1)ハに準じます。
ロ　離島基準単価
離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。
<table>
<tr><td></td><td></td><td>税抜額（税込額）</td></tr>
<tr><td>最低料金</td><td>1 契約につき最初の 10 キロワット時まで</td><td>0.240 円（0.264 円）</td></tr>
<tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>0.024 円（0.026 円）</td></tr>
</table>
(4)　燃料費調整単価等の掲示
沖縄セルラーは，(1)ロによって算定された燃料費調整単価を沖縄セルラーの指定するホームページで公開いたします。
</td>
</tr>
<tr>
<td>
附　　則（実施期日）
この au でんき料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。
</td>
<td>
附　　則（実施期日）
この au でんき料金表は，2023 年 6 月 1 日から実施いたします。
</td>
</tr>
</table>

〔8〕■　au でんき供給約款（北海道電力･auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき供給約款（北海道電力･auEL） **2023 年 4 月 1 日実施** **北海道電力株式会社** **au エネルギー＆ライフ株式会社**	**au でんき供給約款（北海道電力･auEL）** **2023 年 6 月 1 日実施** **北海道電力株式会社** **au エネルギー＆ライフ株式会社**
3 定　義 次の言葉は，この au でんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (12) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間，2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間，3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間，7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間，8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）	**3 定　義** 次の言葉は，この au でんき約款および料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 （略） (12) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間，2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間，3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間，7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間，8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。 （略）
附　　則（実施期日） この au でんき約款は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	**附　　則（実施期日）** この au でんき約款は，2023 年 6 月 1 日から実施いたします。

〔9〕■　au でんき供給約款（北海道電力･auEL）料金表

<table>
<tr><th>改定前（旧）</th><th>改定後（新）</th></tr>
<tr><td>

1 契 約 種 別

この料金表の契約種別は，でんきＭプラン（北海道Ｄ）およびでんきＬプラン（北海道Ｄ）といたします。

(1) でんきＭプラン（北海道Ｄ）

（略）

二 料金

料金は，基本料金，電力量料金および 11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，12（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，12（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，料金について支払いを要する額は，料金ならびに料金（11〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	22.13 円（24.34 円）
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの１ キロワット時につき	27.85 円（30.63 円）
280 キロワット時をこえる １ キロワット時につき	31.23 円（34.35 円）

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および 11（再生可能エネルギー発電促

</td><td>

1 契 約 種 別

この料金表の契約種別は，でんきＭプラン（北海道Ｄ）およびでんきＬプラン（北海道Ｄ）といたします。

(1) でんきＭプラン（北海道Ｄ）

（略）

二 料金

料金は，基本料金，電力量料金および 11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，12（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，料金について支払いを要する額は，料金および料金（11〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	32.21 円（35.43 円）
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの１ キロワット時につき	37.93 円（41.72 円）
280 キロワット時をこえる １ キロワット時につき	41.31 円（45.44 円）

(ﾊ) 最低月額料金

(ｲ)および(ﾛ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および 11（再生可能エネルギー発電促

</td></tr>
</table>

進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	228.00 円（250.80 円）

(2) でんきＬプラン（北海道Ｄ）

（略）

二　料金

料金は，基本料金，電力量料金および 11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合は，12（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合は，12（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，料金について支払いを要する額は，料金ならびに料金（11〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	22.13 円（24.34 円）
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの１ キロワット時につき	27.85 円（30.63 円）
280 キロワット時をこえる １ キロワット時につき	31.23 円（34.35 円）

12　燃料費調整

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1 契約につき	367.00 円（403.70 円）

(2) でんきＬプラン（北海道Ｄ）

（略）

二　料金

料金は，基本料金，電力量料金および 11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，12（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，料金について支払いを要する額は，料金ならびに料金（11〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

（略）

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

	税抜額（税込額）
最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	32.21 円（35.43 円）
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの１ キロワット時につき	37.93 円（41.72 円）
280 キロワット時をこえる １ キロワット時につき	41.31 円（45.44 円）

12　燃料費調整

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.4699

β＝0.7879

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$燃料費調整単価 = (37{,}200\text{ 円} - 平均燃料価格) \times \frac{(2)の基準単価}{1{,}000}$$

(ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合

$$燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 37{,}200\text{ 円}) \times \frac{(2)の基準単価}{1{,}000}$$

（略）

(2)　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）

なお，平均燃料価格の単位は，100 円単位とし，その端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1874

β＝0.0899

γ＝1.0036

なお，各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は，1 円とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値（単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。）に，(3)イ(ロ)に定める離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。

$$燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 80{,}800\text{ 円}) \times \frac{(2)の基準単価}{1{,}000}$$

（略）

(2)　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.157 円（0.173 円）

(3)　離島ユニバーサルサービス調整

イ　離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(ｲ)　離島平均燃料価格

離島平均燃料価格の算定方法は，(1)イの平均燃料価格に準じるものとし，α，β および γ は，次のとおりといたします。

α＝1.0000

β＝0.0000

γ＝0.0000

(ﾛ)　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価 ＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79{,}300\text{円}) \times \frac{\text{ロの離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾊ)　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は，その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は，(1)ハに準じます。

ロ　離島基準単価

離島基準単価は，離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

	税抜額（税込額）
1 キロワット時につき	0.001 円（0.001 円）

(3)　燃料費調整単価等の掲示

auEL は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，

(4)　燃料費調整単価等の掲示

auEL は，(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開

1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。	いたします。
附　　則（実施期日） この料金表は，2023 年 4 月 1 日から実施いたします。	**附　　則（実施期日）** この料金表は，2023 年 6 月 1 日から実施いたします。

〔10〕■　電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置

改定前（旧）

５．燃料費調整単価の特別措置

（略）

(2) 基準燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、基準燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

イ　九州エリア以外

$$\text{基準燃料費調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - (3)\text{の基準燃料価格}\right) \times \frac{(4)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ロ　九州エリア

$$\text{基準燃料費調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - (3)\text{の基準燃料価格}\right) \times \frac{(4)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

＋　離島ユニバーサルサービス調整で算定された値

(3) 基準燃料価格は、次のとおりといたします。

北海道エリア	37,200 円
東北エリア	31,400 円
東京エリア	44,200 円
中部エリア	45,900 円
北陸エリア	21,900 円
関西エリア	27,100 円
中国エリア	26,000 円
四国エリア	26,000 円
九州エリア	27,400 円

(4) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ　最低料金を適用する料金種別

	税抜額 （税込参考額）

改定後（新）

５．燃料費調整単価の特別措置

（略）

(2) 基準燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、基準燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

イ　ロ以外

$$\text{基準燃料費調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - (3)\text{の基準燃料価格}\right) \times \frac{(4)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ロ　北海道、東北、中国および九州エリア

$$\text{基準燃料費調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - (3)\text{の基準燃料価格}\right) \times \frac{(4)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

＋　離島ユニバーサルサービス調整で算定された値

(3) 基準燃料価格は、次のとおりといたします。

北海道エリア	80,800 円
東北エリア	83,500 円
東京エリア	86,100 円
中部エリア	45,900 円
北陸エリア	79,800 円
関西エリア	27,100 円
中国エリア	80,300 円
四国エリア	80,000 円
九州エリア	27,400 円

(4) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ　最低料金を適用する料金種別

	税抜額 （税込参考額）

関西エリア	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.250 円 （2.475 円）
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.150 円 （0.165 円）
中国エリア	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3.345 円 （3.68 円）
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.223 円 （0.245 円）
四国エリア	最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1.958 円 （2.154 円）
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.178 円 （0.196 円）

ロ　イ以外

		税抜額（税込参考額）
北海道エリア	1 キロワット時につき	0.179 円（0.197 円）
東北エリア		0.201 円（0.221 円）
東京エリア		0.211 円（0.232 円）
中部エリア		0.212 円（0.233 円）
北陸エリア		0.146 円（0.161 円）
関西エリア		0.150 円（0.165 円）
中国エリア		0.223 円（0.245 円）
四国エリア		0.178 円（0.196 円）
九州エリア		0.124 円（0.136 円）

（略）

附　則　（実施期日）

本特別措置は、2023 年 1 月 1 日から実施いたします。

関西エリア	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.250 円 （2.475 円）
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.150 円 （0.165 円）
中国エリア	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.895 円 （3.185 円）
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.193 円 （0.212 円）
四国エリア	最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1.540 円 （1.694 円）
	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.140 円 （0.154 円）

ロ　イ以外

		税抜額（税込参考額）
北海道エリア	1 キロワット時につき	0.157 円（0.173 円）
東北エリア		0.179 円（0.197 円）
東京エリア		0.166 円（0.183 円）
中部エリア		0.212 円（0.233 円）
北陸エリア		0.150 円（0.165 円）
関西エリア		0.150 円（0.165 円）
中国エリア		0.193 円（0.212 円）
四国エリア		0.140 円（0.154 円）
九州エリア		0.124 円（0.136 円）

（略）

附　則

1．本特別措置の実施期日

本特別措置は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。

2．燃料費調整単価の特別措置についての経過措置

	au でんき需給約款および au でんきオール電化プラン供給条件で定めるオール電化プランＳ（東京）およびオール電化プラン Ｌ（東京）ならびにでんき契約約款およびでんき契約約款料金表（じぶんでんき）で定めるじぶんでんきオール電化プラン Ｓ（東京）およびじぶんでんきオール電化プラン Ｌ（東京）として電気の供給を受けるお客さまが 2023 年 6 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日の間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の特別措置については次のとおりといたします。 イ　基準燃料価格は、5 （燃料費調整単価の特別措置）(3)にかかわらず、44,200 円といたします。 ロ　基準単価は、5 （燃料費調整単価の特別措置）(4)にかかわらず、0.211 円といたします。

〔11〕■　電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置（沖縄電力・沖縄セルラー）

改定前（旧）

５．燃料費調整単価の特別措置

（略）

(2) 基準燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - (3)\text{の基準燃料価格}\right) \times \frac{(4)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(3) 基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	25,100 円

(4) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

		税抜額（税込参考額）
最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	2.870 円（3.157 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.287 円（0.316 円）

(5) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		税抜額（税込参考額）	
		2023 年 1 月 1 日から 2023 年 8 月 31 日	2023 年 9 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日
最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	63.70 円（70 円）	31.90 円（35 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	6.37 円（7 円）	3.19 円（3.5 円）

附　則　（実施期日）

本特別措置は、2023 年 1 月 1 日から実施いたします。

改定後（新）

５．燃料費調整単価の特別措置

（略）

(2) 基準燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = \left(\text{平均燃料価格} - (3)\text{の基準燃料価格}\right) \times \frac{(4)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

＋ 離島ユニバーサルサービス調整で算定された値

(3) 基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	81,500 円

(4) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

		税抜額（税込参考額）
最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	2.480 円（2.728 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	0.248 円（0.273 円）

(5) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		税抜額（税込参考額）	
		2023 年 6 月 1 日から 2023 年 8 月 31 日	2023 年 9 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日
最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	91.00 円（100 円）	45.60 円（50 円）
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	9.10 円（10 円）	4.56 円（5 円）

附　則　（実施期日）

本特別措置は、2023 年 6 月 1 日から実施いたします。

新旧対照表〔2023 年 7 月 1 日実施〕

〔12〕■　au でんきオール電化プラン供給条件

<table>
<tr><th>改定前（旧）</th><th>改定後（新）</th></tr>
<tr><td>

4　オール電化プラン S（東京）

(略)

(4)　料金

(略)

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 夜間時間

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	16.70円（18.37円）

(ﾛ) その他時間

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	23.51円（25.86円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および au でんき別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	218.83円（240.71円）

</td><td>

4　オール電化プラン S（東京）

(略)

(4)　料金

(略)

ロ　電力量料金

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 夜間時間

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	25.50円（28.05円）

(ﾛ) その他時間

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	32.69円（35.95円）

ハ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その 1 月の料金は，次の最低月額料金および au でんき別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	税抜額（税込額）
1契約につき	292.20円（321.42円）

</td></tr>
<tr><td>

5　オール電化プラン L（東京）

(略)

(4)　料金

(略)

ロ　電力量料金

</td><td>

5　オール電化プラン L（東京）

(略)

(4)　料金

(略)

ロ　電力量料金

</td></tr>
</table>

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 夜間時間

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	16.70円（18.37円）

(ﾛ) その他時間

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	23.51円（25.86円）

7　燃料費調整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α　＝0.1970

β　＝0.4435

γ　＝0.2512

(略)

ロ　燃料費調整単価

(略)

(ﾛ) 基準燃料価格は，44,200 円といたします。

(略)

(2)　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

電力量料金は，その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(ｲ) 夜間時間

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	25.50円（28.05円）

(ﾛ) その他時間

	税抜額（税込額）
1キロワット時につき	32.69円（35.95円）

7　燃料費調整

(1)　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格の単位は，100 円とし，その端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α　＝0.0048

β　＝0.3827

γ　＝0.6584

(略)

ロ　燃料費調整単価

(略)

(ﾛ) 基準燃料価格は，86,100 円といたします。

(略)

(2)　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

	1 キロワット時につき	0.211 円（0.232 円）			1 キロワット時につき	0.166 円（0.183 円）	
附則 （適用期日） この供給条件は，2023 年 4 月 1 日から適用いたします。				附則 （適用期日） この供給条件は，2023 年 7 月 1 日から適用いたします。			